

参考資料 4

会議の公開制度とは（大阪府情報公開条例抜粋）

第33条 会議の公開

第33条 実施機関は、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保するため、府民、学識経験のある者等で構成され、府の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の会議の公開に努めなければならない。

〔趣旨〕

本条は、「会議の公開」について定めたものである。

大阪府における会議の公開は、大阪府情報公開府民会議の提言を受けて制度化の検討が進められ、昭和60年に「会議の公開に関する指針」（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）として定められ、全国の都道府県に先駆け昭和61年度から実施されている。

指針は、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したもので、会議の公開制度の具体的な運用は、指針の定めるところによる。

本条は、この会議の公開制度の根拠となるものである。

なお、条例は、地方独立行政法人等が、特定の公共的な事業を行わせるために府が設立する法人であって、その目的は、特定の事業の効率的・効果的な執行にあること（地方独立行政法人法第2条第1項等参照）、また、独立した法人格を有しており業務運営における自主性には十分配慮しなければならないことを考慮し、実施法人には、本条の努力義務を課していない。

会議の公開に関する指針

昭和60年11月26日 大阪府知事決定
平成8年10月1日 一部改正
平成12年6月1日 一部改正
平成24年11月1日 一部改正

この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第33条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

1. 目的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

2. 対象

この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

3. 会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

4. 公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

5. 公開の方法等

- (1) 審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認めるものとする。

なお、審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。

- (2) 審議会の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6. 会議開催の周知

- (1) 公開で行う会議の開催の周知は、インターネットの利用等により、会議日の確定後直ちに行うものとする。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記するものとする。

7. その他

会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による公表に努めるものとする。